

草 津 町 競 争 入 札 心 得（電子入札等）

1. 目的

草津町発注の建設工事等に係る、一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、草津町財務規則（平成26年草津町規則第10号以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2. 入札等

- （1）入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、発注案件ごとに質問をすることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものは除く。
- （2）入札書には、案件毎に入札金額、任意の3桁のくじ番号及び担当者情報を入力し、ぐんま電子入札共同システム（以下「システム」という。）により提出しなければならない。ただし紙入札の場合は、この限りでない。
- （3）入札書は、公告又は指名通知書（以下「指名通知書等」という。）に示した日時までに提出しなければならない。
- （4）積算内訳書には、積算の根拠となる内訳を明示し提出しなければならない。
- （5）積算内訳書は、入札書とともにシステムにて指定のファイル形式により、提出しなければならない。ただし、紙入札の場合は、この限りでない。
- （6）令第167条の8第3項により、入札者は入札に際し一旦提出した入札書の書換え又は撤回をすることができない。

3. 入札の辞退

- （1）指名を受けた者は、入札書の提出が完了に至るまでは、システムにより入札辞退届を提出することでいつでも入札を辞退することができる。
- （2）入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

4. 公正な入札の確保

- （1）入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）入札参加者は、入札に当たって競争心を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （3）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- （4）入札参加者は、草津町が実施する公正な入札の確保のための調査へ協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。
- （5）システムによる入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。ただし、紙入札の場合は、この限りでない。

5. 入札等の中止

- （1）入札参加者が連合し、又は不穏な行動を行うなどのおそれが明らかな場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- （2）指名競争入札において、入札の辞退等により入札者が1業者となったときは、入札の執行を中止する。

6. 失格

- (1) 指名通知書等に示した日時までに入札書の提出がない者は失格とする。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。
- (3) 入札執行者の指示に従わない者は失格とすることがある。
- (4) 失格となった者は、9で規定する再度入札には参加できない。

7. 無効の入札

次に掲げる入札は、無効とし、9で規定する再度入札には参加できない

- (1) 入札金額を訂正した入札
- (2) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- (3) 積算内訳書を提出していない者又は内容に不備（入札者の商号又は名称又は案件名の誤記、入札金書記載の金額との相違及び必要事項の記載漏れ等）のある積算内訳書を提出した者の入札
- (4) 入札に際し不正行為のあった者がした入札
- (5) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札保証金の100分の5以上に達しない者の入札（入札保証金の全部又は一部を免除された場合は除く。）
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8. 落札者の決定

- (1) 入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、事前に決定していた「くじ番号」を割り振ることで当該入札者がくじを引いたとみなす。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者に落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。

9. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、速やかに再度の入札を行なうことがある。

ただし、最低制限価格が設けられている場合、最低制限価格未満の入札をした者は、その入札の、それ以降の入札には参加できない。

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約書を作成のうえ契約担当課に提出し、契約を締結するものとする。
- (2) 落札者が、契約担当者の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、その効力を失う。

11. 契約保証金

次の事項に応じた、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、草津町財務規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は、履行保証保険契約の締結を行なった場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (2) 金銭保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付したものに限る。）で、契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

1 2. 入札記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（消費税相当額【当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額】）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税法に規定する課税事業者であるか否かを問わず、見積った希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に明記すること。

1 3. 課税及び免税事業者届出書

落札者は、遅滞なく所定の課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りでない。

1 4. 異議の申立

入札を行った者は、入札後に、この心得、設計図書、契約書等についての不明を理由として、異議を申立てることができない。

1 5. その他

建設系コンサルタント業務委託においても、この心得を準用するものとし、前各号の定めるほか、ぐんま電子入札共同システム利用規約、同利用約款、草津町建設工事等電子入札運用基準及びその他指名通知書等の定めるところとする。

附則

この心得は、令和7年3月10日から施行する。